

第9章 その他

I 不服申立て（法第50条、第51条、第52条、行政不服審査法）

1 不服申立て

(1) 不服申立ての種類

不服申立ては、行政庁の「処分」又は「不作為」について行うものであって、「審査請求」または「異議申立て」とされている。

「審査請求」は、開発審査会や上位機関の長等（「処分庁」、「不作為庁」以外）に対して行う。

「異議申立て」は、処分をした行政庁（「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（「不作為庁」という。）に対して行う。

(2) 処分についての不服申立て

「処分」とは、行政処分（許可、認可等）のほか、公権力の行使にあたる事実上の行為を含む。

ア 下記に掲げる許可または不許可等の処分に対する審査請求は、滋賀県開発審査会に行うことができる。（法第50条第1項）

(ア) 法第29条第1項若しくは第2項（開発許可）

(イ) 法第35条の2第1項（変更の許可）

(ロ) 法第41条第2項ただし書き（形態制限の例外許可）

(ハ) 法第42条第1項ただし書き（予定建築物等制限の許可）

(ニ) 法第43条第1項（市街化調整区域内建築等の許可）

(ホ) これらの規定に違反した者に対する法第81条第1項に基づく監督処分

イ 下記に掲げる承認又は不承認の処分に対する異議申立ては、行政不服審査法に規定されている一般則に基づき、開発許可権者に行うことができる（行政不服審査法第6条第1号）。

(ア) 法第37条第1号に規定する承認、不承認

(イ) 法第45条に規定する承認、不承認

(3) 不作為についての不服申立て

「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対して、相当の期間内に何らかの処分、その他公権力の行使にあたる行為をなすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

行政庁の不作為については、申請者は、当該不作為に係る処分やその他の行為について「異議申立て」を行うか、滋賀県開発審査会に対して「審査請求」を行うかいずれかを選択することができる。

「審査請求」の相手方は、前記(2)ア(ア)～(ホ)にかかる不作為については滋賀県開発審査会に対してであり、それ以外は不作為庁に対しての「異議申立て」である。

2 手続き

(1) 不服申立人

不服申立てをすることができる者は、処分により不利益を被る個人若しくは法人（当該処分の対象者はもちろん不利益を受ける第三者も含む。）及び不作為にかかる処分やその他の行為を申請した個人若しくは法人である。

法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めが有るものは、その名で不服申立てをすることができる。

多数が共同して不服申立てをしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができ、共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があるときは、審査庁は総代の互選を命じることができる。

また、代理人によって不服申立てができ、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。

ただし、不服申立ての取下げだけは特別の委任を必要とする。

(2) 書面

不服申立に関して、審査請求については正副2通、異議申立ては1通の書面を提出しなければならない。

ア 処分についての審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

- (ア) 審査請求人の氏名及び年齢又は名称ならびに住所
- (イ) 審査請求に係る処分
- (ロ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- (ハ) 審査請求の趣旨及び理由
- (ニ) 処分庁の教示の有無及びその内容
- (ホ) 審査請求の年月日
- (ヘ) 審査請求人が
 - 法人のとき 代表者
 - 社団又は財団のとき 代表者又は管理人
 - 総代を互選したとき 総代
 - 代理人により審査請求するときの住所及び氏名 代理人
- (ヘ) 審査請求人（代表者、管理人等、総代、代理人）の押印

イ 不作為についての異議申立書または審査請求書には、次の事項を記載しなければならない。

- (ア) 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称ならびに住所
- (イ) 当該不作為にかかる処分その他の行為についての申請の内容及び年月日
- (ロ) 異議申立て又は審査請求の年月日
- (ハ) 前記ア(ヘ)と同じ
- (ニ) 前記ア(ロ)と同じ

ウ 異議申立て又は審査請求が不適法であって補正を要するものであるときは、審査庁は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

(3) 審査請求と裁決

ア 請求期限

処分についての審査請求は、天災その他やむを得ないときを除いて、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内にななければならない。また、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは請求することができない。請求書を郵送したときの期間の計算については、郵送に要した日数は算入しない。

不作為についての審査請求は、当然期限を定めていない本法の規定から、不作為に該当するか否かの判断を必要とする。

イ 弁明書及び反論書

審査庁は、審査請求を受理したときは、請求書の副本を処分庁に送付し、相当の期間を定めて弁明書（2通）の提出を求めることができ、弁明書が提出されたときは、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

審査請求人は、弁明書の送付を受けたときは、反論書を提出することができる。このとき提出期限を定められたときは、その期限内に提出しなければならない。

ウ 審理

滋賀県開発審査会は、審査請求の裁決を行う場合には、あらかじめ審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

その他の場合には、審査請求の審理は原則として書面による。ただし、請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

処分についての審査請求に関して、利害関係人は、審査庁の許可を得て参加人として審査請求に参加することができる。審査庁は必要ときは利害関係人に対し、参加人として参加を求めることができる。

審理にあたっては、審査請求人又は参加人による証拠書類又は証拠物の提出ならびに申立て又は職権による参考人の陳述又は鑑定、物件の提出又は留置ならびに必要な場所の検証などを行うことができる。また、審査庁は、必要と認めれば、その庁の職員に請求人の意見の陳述を聞かせたり、参考人の陳述を聞かせたり、場所の検証などを行わせることができる。

エ 裁決

滋賀県開発審査会は、審査請求を受理したときは、受理した日から2か月以内に裁決をしなければならない。その他の審査庁は特に期限の規定はない。

(7) 「処分についての審査請求」の裁決は、次による。

- a 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときなど不適法であるときは、裁決で請求を却下する。（不適法であるときは、受理前にその旨説得することが望ましい。）
- b 審査請求の理由の無いときは、裁決で請求を棄却する。
- c 処分（事実行為を除く。）についての審査請求に理由があるときは、裁決で当該処分の全部又は一部を取消す。
- d 事実行為についての審査請求に理由があるときは、審査庁は処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤回すべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言する。
- e 処分が違法又は不当であるが、これを取消し撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合、請求人の損害の程度、損害の補償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分の取消し又は撤回することが公共の福祉に適合しないと考えられるときは棄却することができる。

この場合には、裁決で処分が違法又は不当である旨を宣言しなければならない。

(4) 「不作為についての審査請求」の裁決は、次による。

- a 審査請求が不相当のときは、裁決で請求を却下する。
- b 審査請求に理由の無いときは、裁決で請求を棄却する。
- c 審査請求に理由があるときは、不作為庁に対し、すみやかに申請に対する何らかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決でその旨を宣言する。

(4) 異議申立てと決定

不作為についての異議申立てがあったときは、不作為庁は次の措置をとる。

ア 不作為についての異議申立てが不適當であるときは、不作為庁は、決定で当該異議申立てを却下する。

イ アの場合を除き、不作為庁は不作為についての異議申立てがあった日の翌日から起算して 20 日以内に、申請に対して何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

3 審査請求と訴訟

法第 50 条第 1 項に規定する処分取消しの行政訴訟は、当該処分の審査請求に対する滋賀県開発審査会の裁決を経た後でなければ提訴することができない。

上記以外の処分取消しの訴えはこの限りでない。

なお、法第 51 条の規定によって公害等調整委員会に裁決を申請することができる事項に関する訴えについても、この限りでない。

4 不服申立ての特例

法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条第 1 項ただし書き又は第 43 条第 1 項の規定による許可、不許可の処分に関し、鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関する事項理由として行われる不服申立てについては、その理由の当否の判断をこれら鉱業等に関する調整の専門機関である公害等調整委員会が行うことが適當であると考えられるので、同委員会に対して裁定の申請をすべきであるとしている。

具体的には、例えば市街化調整区域内において鉱業権者から法第 34 条第 2 号に該当するとして開発許可申請があったとき、鉱物資源の有効利用上、その必要が無いとして不許可処分をした場合に、当該鉱業を営むについて必要不可欠であるとして審査請求を行う場合などが考えられる。

II 滋賀県開発審査会（法第78条）

1 開発審査会の処理すべき事務

(1) 法第50条第1項（不服申立て）に規定する審査請求に対する裁決

(2) 市街化調整区域における次の許可に関する議決

ア 法第34条第14号に該当する開発行為の許可

イ 政令第36条第1項第3号ホに該当する建築又は建設の許可

(3) 市街化調整区域における土地区画整理事業の認可の際の議決

[参考] 土地区画整理事業法に基づく市街化調整区域内の個人施行又は組合施行の区画整理事業について

土地区画整理事業として行われる都市計画法第4条第12項に規定する開発行為は、法第34条の各号の一に該当しなければ許可されない。（土地区画整理法第9条第2項、第21条第2項）

[注意事項]

開発区域の変更（拡大、縮小）又は事業内容の変更による大幅な公共施設の変更、居住人口の増減等は、開発審査会の議を経た上で変更許可をする。

2 開発審査会条例等

開発審査会の条例等に関しては、「滋賀県開発審査会条例」「滋賀県開発審査会傍聴規則」を参照のこと。

(1) 滋賀県開発審査会条例

昭和45年3月31日

滋賀県条例第23号

滋賀県開発審査会条例をここに公布する。

滋賀県開発審査会条例

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第78条第1項および地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県開発審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、都市計画法第78条第1項に定める事項を行うほか、知事の諮問に応じ、滋賀県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成14年滋賀県条例第50号)第2条第1項の指定区域の指定又はその変更に関する事項その他開発行為等の規制に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人をもつて組織する。

(委員)

第4条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。以下この条において同じ。)が招集する。

2 審査会は、会長のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第7条 審査会において必要があると認めるときは、会議に、利害関係人又は学識経験のある者の出席を求め、必要な説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、土木交通部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

付 則

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成12年条例第75号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第77号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 滋賀県開発審査会傍聴規則(抜粋)

滋賀県開発審査会傍聴規則を次のように制定する。

昭和 45 年 11 月 24 日

滋賀県開発審査会長

滋賀県開発審査会規則第 1 号

滋賀県開発審査会傍聴規則

第 1 条 審査会の公開による口頭審理の傍聴に関しては、法令の定めるもののほかこの規則に定めるところによる。

第 2 条 口頭審理を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び職業を関係の係員に申し出て傍聴人名簿に記載しなければならない。

第 3 条 審査会の会長は、傍聴人の人数を制限することがある。

第 4 条 次の各号に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 口頭審理を妨害するおそれがあると認められる者
- (4) その他整理上必要があると認められる者

第 5 条 傍聴人は、いかなる事由があっても、口頭審理の席に入ることができない。

第 6 条 傍聴人が傍聴席にあるときは、静粛をたもち、なお、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、外とう等を着用しないこと。
- (2) 飲食、喫煙又は私語しないこと。
- (3) 委員の言論に対して賛否を表明しないこと。
- (4) みだりに席を離れはいかないこと。
- (5) けんそうにわたり口頭審理の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 他人に迷惑をかけ又は不体裁な行為をしないこと。

第 7 条 審査会の会長は、傍聴人がこの規則に違反したときは退場を命ずることができる。

- 2 退場を命ぜられた傍聴人は、すみやかに退場しなければならない。

(付則)

この規則は、昭和 45 年 11 月 24 日から施行する。

Ⅲ 監督処分（法第 81 条、行政手続法、刑事訴訟法、行政代執行法）

1 監督処分の対象

市長は、次の各号に掲げる者に対して、都市計画上必要な限度において、違反是正のための措置をとることを命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反した者
- (2) 法令等の規定に基づく処分に違反した者
- (3) 違反の事実を知って、当該違反にかかる土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反にかかる土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者
- (4) 法令等の規定に違反した工事の注文主、請負人（下請人を含む。）又は工事をしている者、工事をした者
- (5) 法令等の規定に基づく処分に違反した工事の注文主、請負人（下請人を含む。）又は工事をしている者、工事をした者
- (6) この法律の規定による許可、又は承認に附した条件に違反している者
- (7) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、承認又は確認を受けた者

2 監督処分の内容

命じようとする処分の内容は、違反是正の必要度に応じて、次の例のなかから適切なものを選ぶ。

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|
| (1) 許 可 、 承 認 、 確 認 | 取消
変更
効力停止
条件変更
新条件の附与 |
| (2) 工 事 そ の 他 の 行 為 | 停止 |
| (3) 建 築 物 そ の 他 工 作 物
(相当な期限を定めて) | 改築
移転
除却 |
| (4) その他違反是正のため必要な措置 | 使用禁止
改善命令 |

3 聴聞または弁明の機会の付与

都市計画法の違反者等に対し、処分又は必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ行政手続法第 13 条の規定により、意見陳述（聴聞又は弁明の機会の附与）のための手続きを執らなければならない。この聴聞等については「野洲市聴聞等に関する規則（平成 16 年 10 月 1 日）」に基づき行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 監督処分の公示

監督処分をした場合は、違反建築物等の現地に命令処分をした旨の標識を設置するとともに、命令処分をした旨を公表するものとする。

標識の設定は、命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。

この場合、前述の土地又は敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み又は妨げてはならない。

5 告発

違反建築行為等が、著しく公益に反し、かつ当該行為にかかる違反者等に対して罰則を適用する必要がある場合は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の規定により告発を行うものとする。

6 代行および代執行

(1) 代行

法第 81 条の手続きによって必要な措置を命じようとするとき、どうしても被処分者を把握できないときは、市長自らその措置を行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

この場合は、

ア 当該措置を行うこと。（相手の期限を定めて）

イ その期限までに行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うこと。

措置を行う場合、公告し、かつ、公告の日から 10 日間、その措置を行おうとする土地の付近、その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。代行に要した費用は後で相手方に徴収できる。

(2) 代執行

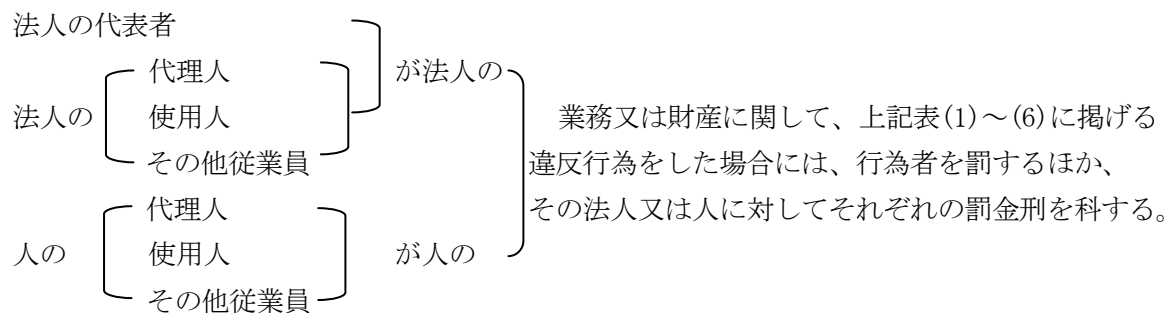
本条の措置を命じられた者が、命令を履行しない場合には「行政代執行法」の規定より、他の手段によってはその履行を確保することが困難であり、かつ、放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は自らその行為を行い、又は第三者に行わせることが出来る。この場合には、その費用を業者から徴収することが出来る。

IV 罰則（法第 91 条、法第 92 条、法第 93 条、法第 94 条、法第 96 条）

表 9-1 開発制限に関する罰則規定

条	刑	違反内容
第 91 条	1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金	(1) 市長の命令に違反した者（法第 81 条第 1 項）
第 92 条	50 万円以下の罰金	(2) 無許可で開発行為を行った者（法第 29 条第 1 項若しくは、第 2 項、法第 35 条の 2 第 1 項） (3) 建築制限等に違反して建築物を建築又は特定工作物を建設した者（法第 37 条、法第 41 条第 2 項、法第 42 条第 1 項、法第 43 条第 1 項） (4) 建築制限に違反して用途を変更した者（法第 42 条第 1 項、法第 43 条第 1 項）
第 93 条	20 万円以下の罰金	(5) 報告若しくは資料の提出の拒否、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者（法第 80 条第 1 項） (6) 立ち入り検査を拒否、妨害又は忌避した者（法第 82 条第 1 項）
第 96 条	20 万円以下の過料	(7) 変更届、廃止届をしなかった者、又は虚偽の届出をした者（法第 35 条の 2 第 3 項、法第 38 条）

1 第 94 条の説明



V 許可申請手数料

1 野洲市開発許可申請手数料（平成 21 年 4 月 1 日改正 野洲市使用料及び手数料条例）

※ 手数料は、改正する場合があります。本市に確認してください。

号	申請内容		手数料			
ア	法第 29 条第 1 項 又は第 2 項の開発 行為の許可申請の 審査	開発行為 の許可申 請手数料	開発区域の面積 (ha)	自己の居住 のための開 発行為 (円)	自己の業務 のための開 発行為 (円)	非自己用の ための開発 行為 (円)
			0. 1 未満	7,900	12,000	80,000
			0. 1 以上 0. 3 "	20,000	28,000	120,000
			0. 3 " 0. 6 "	40,000	60,000	180,000
			0. 6 " 1. 0 "	80,000	110,000	240,000
			1. 0 " 3. 0 "	120,000	180,000	360,000
			3. 0 " 6. 0 "	160,000	250,000	470,000
			6. 0 " 10. 0 "	200,000	310,000	600,000
10. 0 "	280,000	440,000	800,000			
イ	法第 35 条の 2 の 開発行為の変更許 可申請の審査	開発行為 の変更許 可申請手 数料(変更 許可申請 1 件につ き、右に掲 げる額を 合算した 額。 但し、その 額が 80 万円を超 えるとき は、その手 数料の額 は 80 万 円)	(ア) 開発行為に関する設計 の変更 ((イ) のみに該当する 場合を除く。) については、開 発区域の面積 ((イ) に規定す る変更を伴う場合にあつては 変更前の開発区域の面積、開発 区域の縮小を伴う場合にあつ ては縮小後の開発区域の面積) に応じ前号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額	既に許可を受けた区域 に変更が無く設計変更 を行うとき ((ア) に該当)	前号規定額 ×1/10	
			(イ) 新たな土地の開発区域 への編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲 げる事項の変更については、新 たに編入される開発区域の面 積に応じ前号に規定する額	区域の縮小に伴い設計 変更を行うとき ((ア) に該当)	縮小後の面積に応 ずる前号規定額 ×1/10	
			(ウ) その他の変更	設計変更の理由が新た な土地の編入に起因す るとき ((イ) に該当)	増面積に応ずる前 号規定額	
				区域の増加を伴い、か つ、設計の変更を行うと き ((ア) 及び (イ) に該 当)	(変更前の区域面 積 B に応じる前号 規定額 ×1/10) + (増面積に応ず る前号規定額)	
ウ	法第 41 条第 2 項 ただし書の許可申 請の審査	市街化調整区域内等における建築物の特例 許可申請手数料	42,000 円			
エ	法第 42 条第 1 項た だし書の許可申請 の審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	24,000 円			

号	申請内容		手数料	
オ	法第 43 条の建築等許可申請の審査	開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	開発区域の面積 (ha)	
			0. 1 未満	6,300 円
			0. 1 以上 0. 3 "	17,000 円
			0. 3 " 0. 6 "	35,000 円
			0. 6 " 1. 0 "	63,000 円
	1. 0 "	87,000 円		
カ	法第 45 条の地位承継の承認申請の審査	地位承継の承認申請手数料	承認申請者が行おうとする開発行為の種類別	
			自己の居住のためのもの、又は自己の業務のためのものであって開発区域の面積が 1 ha 未満のもの	1,600 円
			自己の業務のためのものであって開発区域の面積が 1 ha 以上のもの	2,500 円
			非自己用のもの	16,000 円
キ	法第 47 条の登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	1 枚 (※)	430 円
ク	都市計画法施行細則 (昭和 44 年建設省令第 49) 号第 60 条の規定に基づく証明書の交付	第 60 条の規定に基づく証明書の交付手数料	1 件	3,500 円

〔注意事項〕

※開発登録簿の写しの交付について

登録簿の写しの交付手数料は、用紙 1 枚につき 430 円の規定である。なお、開発登録簿については 1 件が 2 枚に分かれる場合も 1 枚として取り扱う。土地利用計画図は、日本工業規格 A 列 3 番の 1 枚分が 1 枚となる。調書 1 枚、図面 1 枚を必要とするときは合計 2 枚で 860 円となる。

2 変更の取扱い注意事項

(1) 「その他」の変更について

- ア 予定建築物等の用途の変更
- イ 工事施行者の変更
- ウ 工区の変更

設計の変更等は基本的に全て変更許可を要する。但し、軽微な変更に該当する届出に係るものは除く。

(2) 「自己用」から「非自己用」開発、「非自己用」から「自己用」開発への変更について

「自己用」開発の許可を受けて途中で「非自己用」開発（又はその逆）に変更する場合は、設計変更には該当せず、従前の工事の廃止と新たな許可申請として取扱う。

- ア 「非自己用」開発 → 「自己用」開発————— 事前審査必要なし。
- イ 「自己用」開発 → 「非自己用」開発————— 事前審査必要

(3) 変更許可申請手数料計算例について

例1) 開発区域の面積が Aha で開発許可を受けた後、単に設計変更をする場合

【Aha に対する規定額 × 1/10】

例2) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、Bha の面積の縮小に伴い設計変更をする場合

【(A - B) ha に対する規定額 × 1/10】

例3) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、設計変更の理由が新たな土地の編入に起因していて、Bha の面積が増加した場合

【Bha に対する規定額】

例4) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、設計変更を伴い、Bha の面積が増加した場合

【(Aha に対する規定額 × 1/10) + (Bha に対する規定額)】

例5) 例1) 及び例2) の場合で「その他」の変更が伴う場合

【(例1 及び例2 の手数料) + 9,300 円】

例6) 例3) 及び例4) の場合で「その他」の変更が伴う場合

【例3 及び例4 の手数料と同じ】

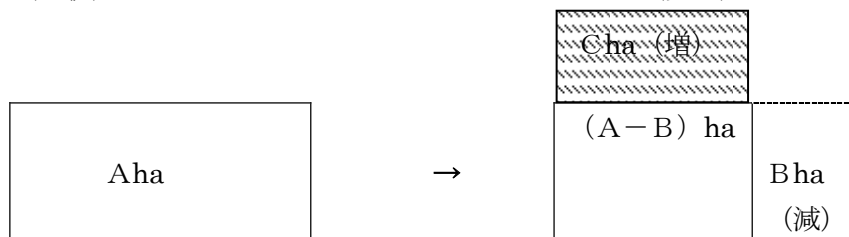
(注) 増加面積に対する規定額に含まれている。

例7) 開発区域の面積が、Aha で開発許可を受けた後、Bha の面積の縮小及びCha の面積の増加に伴い設計変更をする場合

【((A - B) ha に対する規定額 × 1/10) + (Cha に対する規定額)】

(当初)

(変更)



例8) 開発区域で工区分けをしている開発許可について、1工区工事完了の公告後で、2工区のみの変更を行う場合

ア 2工区の区域に変更がなく設計変更を行うとき

【2工区の面積に対する規定額 × 1/10】

イ 2工区の区域の減少に伴い設計変更を行うとき

【2工区の減少後の面積に対する規定額 × 1/10】

1工区	2工区
-----	-----

3 優良宅地認定手数料（平成21年4月1日改正 野洲市使用料及び手数料条例）

※ 手数料は、改正する場合があります。本市に確認してください。

申請内容	造成宅地面積 (ha)	手数料
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定申請の審査	0.1 未満	86,000 円
	0.1 以上 0.3 "	120,000 円
	0.3 " 0.6 "	180,000 円
	0.6 " 1.0 "	240,000 円
	1.0 " 3.0 "	360,000 円
	3.0 " 6.0 "	470,000 円
	6.0 " 10.0 "	600,000 円
	10.0 "	800,000 円